

名称：拒絶審決取消訴訟事件

知財高裁第3部：平成22年（行ケ）第10327号 判決日：平成23年4月27日

判決：請求容認

商標法第4条第1項第11号

キーワード：類似、取引の実情

[概要]

審決では、本願商標は引用商標と類似であり商標法第4条第1項第11号に該当するとして拒絶され、この審決の取り消しを求める事案。

[商標の構成]

MITSUI SUMITOMO CARD

Gold Loan

指定役務・・・資金の貸付け

[引用商標の構成]

CitiGold Loan

指定役務・・・資金の貸付け

[争点]

取消事由1：商標の類似判断（外観、称呼、観念の類似）の誤り

取消事由2：取引の実情の判断の誤り

[当裁判所の判断]

1. 取消事由1について

[判示事項]

本願商標と引用商標とは、その外観、称呼において相違する。

本願商標の称呼は、ミツイスミトモカードゴールドローン、ミツイスミトモカード、またはゴールドローンであり、引用商標の称呼は、シティゴールドローン、ないしシティゴールドである。

また観念においては、特定の観念が生じないので対比できないが、本願商標は、すばらしいという印象を与える貸し付けなどの観念、引用商標は、シティからは、都市、シティグループの商号、「ゴールド」からは、金、金色、富、財宝、貴重なもの、素晴らしい

い、ローンからは貸付けなど。

引用商標が、C G の文字がそれぞれ大文字であること、これゆえに分離されて理解されるとする特許庁の主張は採用されず、CitiGold と Loan との間の 1 文字分の明確な間隔、Loan は、特徴部分と言えない、ことを考慮する為である。

2. 取消事由 2について

[判示事項]

本願商標の出願人は、「ゴールドローン」「三井住友カード ゴールドローン」等をウェブサイトにおいて使用している他、同指定役務で「ゴールドローンカードレス」「ゴールドローンプラス」などの商標を登録している。

一方、引用商標の「CitiGold」の部分は、シティグループ（引用商標権者の属する）により、パンフレット等の宣伝広告媒体において、数多く使用されている。また、同指定役務で「CITIGOLD PREMIUM」「CITIGOLD SELECT」「CITISELECTION」などの商標を登録している。このような取引の事情を考慮し、またその外観（CityGold と Loan の間の一文字分の間隔）とも相俟って、「CitiGold」の部分が特徴部分である。CitiGold の部分は、取引者や需要者に対して役務の出所の識別標識として強く支配的な印象を与えていた。

従って、本願商標と引用商標とは類似しない。

[コメント]

特許庁の判断は、同じ商標権者による他の登録商標や取引の実情を考慮するよりも定められた判断基準や個別具体的な内容を基に考える、といった約定規範的な内容となっている。また、特許庁が採用した取引の実情を示す資料は、審決時を基準にしても、古く現状にそぐわない。また、ハウスマーク、ペットマークの使用判断については、一般論によっており画一的な印象がある。一方、裁判所で採用されている証拠は、審決時において、現状を正確に反映したものであり、実情に応じた類似判断を柔軟に行っている。なお、審査基準では、類似判断における取引の実情の参照は任意である。